

● 調査目的

モニタリング調査は、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(平成16年5月17日発効。以下「POPs条約」)対象物質並びに同条約対象候補となる可能性のある物質、化学物質審査規制法第1、2種特定化学物質及び指定化学物質のうち環境残留性が高く環境基準等が設定されていない物質であって、環境実態の経年的把握が必要な物質を経年調査(モニタリング)することを目的とする。

POPs (Persistent Organic Pollutants: 残留性有機汚染物質)

● 調査対象物質

平成15年度のモニタリング調査は、平成15年度化学物質環境汚染実態調査物質選定検討会において検討のうえ、選定された優先物質・媒体の中から、次の物質(群)・媒体について調査を実施した。これらのうち、POPs条約の対象物質はPCB類、HCB、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT類、クロルデン類、ヘプタクロル類、トキサフェン、マイレックスである。

物質調査番号	調査対象物質	媒体			
		水質	底質	貝類 魚類 鳥類	大気
1	PCB類(総量の他以下の項目について測定) Mono-CBs, Di-CBs, Tri-CBs, Tetra-CBs, Penta-CBs Hexa-CBs, Hepta-CBs, Octa-CBs, Nona-CBs, Deca-CB 3,3',4,4'-Tetra CB, 3,4,4',5'-Tetra CB 2,3,3',4,4'-PentaCB, 2,3,4,4',5'-PentaCB, 2,3',4,4',5'-PentaCB 2',3,4,4',5'-PentaCB, 3,3',4,4',5'-PentaCB 2,3,3',4,4',5'-HexaCB, 2,3,3',4,4',5'-HexaCB 2,3',4,4',5,5'-HexaCB, 3,3',4,4',5,5'-HexaCB 2,2',3,3',4,4',5-HeptaCB, 2,2',3,4,4',5,5'-HeptaCB 2,3,3',4,4',5,5'-HeptaCB	○	○	○	○
2	HCB (ヘキサクロロベンゼン)	○	○	○	○
3	ドリン類 アルドリン、ディルドリン、エンドリン	○	○	○	○
4	DDT類 <i>p,p'</i> -DDT, <i>p,p'</i> -DDE, <i>p,p'</i> -DDD, <i>o,p'</i> -DDT, <i>o,p'</i> -DDE, <i>o,p'</i> -DDD	○	○	○	○
5	クロルデン類 <i>trans</i> -クロルデン、 <i>cis</i> -クロルデン、 <i>trans</i> -ノナクロル、 <i>cis</i> -ノナクロル、 オキシクロルデン	○	○	○	○
6	ヘプタクロル類 ヘプタクロル、 <i>trans</i> -ヘプタクロルエポキシド、 <i>cis</i> -ヘプタクロルエポキシド	○	○	○	○
7	トキサフェン 2-endo,3-exo,5-endo,6-exo,8,8,10,10-オクタクロロボルナン(Parlar-26) 2-endo,3-exo,5-endo,6-exo,8,8,9,10,10-ノナクロロボルナン(Parlar-50) 2,2,5,5,8,9,9,10,10-ノナクロロボルナン(Parlar-62)	○	○	○	○
8	マイレックス	○	○	○	○